

令和 7 年度 SDGs 経営普及・啓発支援事業業務委託 仕様書

1. 業務名

令和 7 年度 SDGs 経営普及・啓発支援事業業務委託

2. 事業目的

SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標) は、2016 年から 2030 年までの国際目標であり、本市では、平成 31(2019)年 2 月に「川崎市持続可能な開発目標 (SDGs) 推進方針」を策定し、全庁一丸となって SDGs の取組を進めている。また、令和元(2019)年 7 月に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域である「SDGs 未来都市」に選定されている。

このような背景の中、本事業は市内の中堅・中小企業（以下「中小企業等」）における SDGs 経営を促進するため、中小企業等と、SDGs に関連するテーマに関するニーズを有する大手企業（以下「大手企業」）及び大学生・高校生等の学生（以下「学生」）との交流・マッチングの創出を目的に実施するものである。

3. 事業実施期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日まで

4. 業務概要

本事業は、以下の形により実施するものとする。

- ・ 大手企業によるサーキュラーエコノミー等の環境関連分野を中心とする SDGs に関連するニーズを学生に示し、ニーズを解決するためのアイデアを募集する
- ・ アイデアを踏まえた検討状況や試作等に関する成果を第 18 回川崎国際環境技術展において展示し、併せて中小企業等を対象とした発表の場によりビジネスマッチングを創出する
- ・ 本事業全体を通じた成果報告・振り返りの場を設ける

5. 業務内容

次の（１）～（３）の業務を実施すること。

（１）大手企業と学生の交流を通じたアイデアの創出

ア 本事業に参加する大手企業・学生の募集

本企画に参加する大手企業及び学生を募集すること。なお、それぞれ以下の要件を遵守することとする。

（ア）ニーズを有する大手企業

- ・ サーキュラーエコノミー等、主に環境関連分野における SDGs に関連するニーズを有し、新事業創出に積極的であること。
- ・ 募集数は 5 社程度を目安とし、ニーズに対する学生や中小企業による様々なアイデアが創出されるよう、業種・分野に偏りが出ないようにすること。
- ・ 5（１）イ、（２）及び（３）におけるイベント等に参加できること。

(イ) 大学生・高校生等の学生

- ・ 大手企業の有するニーズに対するアイデアが提案できること。
- ・ 大学におけるアントレプレナーシッププログラム、高等学校における課外学習等に参加する学生、その他サークル・部活の団体等、広く募集の対象とすること。
- ・ 5（１）イ、（２）及び（３）におけるイベント等に参加できること。

イ 大手企業と学生が交流する場の創出

5（１）アにおいて募集した大手企業からニーズを示し、学生がアイデアを提案するための場を１回以上開催すること。なお、各大手企業のニーズに対し最低２件以上の学生からのアイデアが創出されるよう工夫すること。

(２)「第１８回川崎国際環境技術展」を活用したビジネスマッチングの創出

ア アイデアの展示

第１８回川崎国際環境技術展における会期２日間を通して、5（１）において生み出されたアイデアの展示を行うこと。

イ アイデアの成果発表

5（２）アにおける展示スペースの近辺において、アイデアを実現するための技術・サービス等を有する中小企業等を主な対象とした、成果発表の場を設け、ビジネスマッチングを創出すること。

(３) 事業全体の成果報告・振り返りを目的としたイベントの実施

令和８年２月末までを目安に、5（１）及び（２）の実施を通じて得られた成果の報告や、事業全体の振り返りを目的としたイベントを開催すること。

6. 成果物

(１) 事業報告書

委託事業の実施期間終了日までに、事業報告書を納入すること。なお、事業報告書には事業の実施経過及び成果を明示し、次年度以降の事業実施に向けた課題を分析の上、改善点についても言及すること。

原則、電子媒体（CD-R）１部とするが、最終的な部数は発注者と調整の上、決定すること。

なお、報告書はMicrosoft Word・PowerPoint等で作成すること。成果物の納入の際は、元のファイル形式のデータに加え、PDFファイルに変換したデータも併せて納入すること。また、使用したチラシや資料一式については、電子媒体で納入すること。

(２) 著作権について

ア 契約期間終了後、本業務による成果物の著作権は原則本市に帰属するものとする。ただし、使用した資料等については、受託者の申し出に応じて、双方協議の上決定することとする。本仕様による成果物について、本市がインターネットを含む、対外的な発表を行うこと、イラスト等の二次利用を行うこと、複製、加工、翻訳、翻案、譲渡及び貸与することに関して、受託者は一切の異議を申し立てないこと。

イ 成果物が、本市以外の者の著作権等に関する権利を侵害しないことを、受託者が確認すること。

7. その他

(１) 各事業について遅滞なく対応できる人員を確保し、円滑に業務を遂行すること。

(２) 各イベント・会議等の実施にあたり、資料の作成、当日の会場設営、受付、進行、記録の

作成、参加者へのアンケート等による意見聴取と集計・分析、必要な謝金の支払（本企画において講演を依頼する場合）、その他一切の庶務を行うこと。なお、イベント会場については委託者と協議の上決定するものとする。また、5（2）アに示す展示におけるブースパネルや展示台・椅子等什器類・備品は内容を委託者と受託者で協議の上、委託者の負担において準備するものとする。その他、ポスター等の掲示物やアイデアに基づいた試作品等については原則受託者で準備すること。

- （2）本仕様書に明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- （3）業務履行にあたり疑義が生じた場合や本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定することとする。
- （4）契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。